



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0048

東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 瀬川

地域別最低賃金の改定と、厚生年金保険料率・雇用保険の育児休業給付金の変更について



先日より、多くの都道府県で10月からの地域別最低賃金が昨年度より増額し、決定されています。今回は改定後の地域別最低賃金一覧と雇用保険の育児休業給付の変更点についてご案内します。

●平成26年度 地域別最低賃金一覧 (単位: 時間/円)

都道府県名	平成26年度 最低賃金額	平成25年度 最低賃金額	差額	都道府県名	平成26年度 最低賃金額	平成25年度 最低賃金額	差額	都道府県名	平成26年度 最低賃金額	平成25年度 最低賃金額	差額
北海道	748	734	14	富山	728	712	16	島根	679	664	15
青森	(679)	665	14	石川	718	704	14	岡山	719	703	16
岩手	678	665	13	福井	716	701	15	広島	750	733	17
宮城	710	696	14	山梨	721	706	15	山口	715	701	14
秋田	679	665	14	長野	728	713	15	徳島	679	666	13
山形	680	665	15	岐阜	738	724	14	香川	702	686	16
福島	689	675	14	静岡	765	749	16	愛媛	680	666	14
茨城	729	713	16	愛知	800	780	20	高知	(677)	664	13
栃木	733	718	15	三重	753	737	16	福岡	727	712	15
群馬	721	707	14	滋賀	746	730	16	佐賀	678	664	14
埼玉	802	785	17	京都	(789)	773	16	長崎	677	664	13
千葉	798	777	21	大阪	838	819	19	熊本	677	664	13
東京	888	869	19	兵庫	776	761	15	大分	677	664	13
神奈川	887	868	19	奈良	724	710	14	宮崎	677	664	13
新潟	715	701	14	和歌山	715	701	14	鹿児島	(678)	665	13
				鳥取	677	664	13	沖縄	(677)	664	13
								全国加重平均額	780	764	16

●最低賃金について

- 最低賃金には、上記の地域別最低賃金と都道府県によって定められる産業別最低賃金があります。
- 産業別最低賃金が地域別最低賃金を上回る場合は、産業別最低賃金が適用されます。

()内は各県の改正答申の額になります。
平成26年10月に正式決定予定

●全ての都道府県で
13円以上の引き上げの見込み

～10月支給給与から社会保険料が変更されます～

重要

- 厚生年金保険料の料率変更が 171.20/1000 ⇒ **174.74/1000** に変更されます。
 - 定時決定により、決定された標準報酬月額に基づく保険料を入力します。
- ～給与ソフト等の設定変更は大丈夫ですか？

～雇用保険・育児休業給付金の取扱いが平成26年10月1日から変更になります～

重要

- 平成26年10月1日以降の最初の支給単位期間からは、支給単位期間中に10日を超える就業をした場合でも、就業していると認められる時間が80時間以下の時は育児休業給付が受けられます。
- 「育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書」と「育児休業給付金支給申請書」の様式が変更になります。

注意: 各支給単位期間に就業していると認められる日がある場合、ハローワークで手続きする際に、就業時間や日数が証明するためにタイムカードなどの就業した日数が分かる書類の添付が必要です。

詳細は厚生労働省のHPをご確認下さい。

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000042797_2.pdf



その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277